



「生きる」を支えるくらしきプラン

倉敷市自殺対策基本計画

平成28年2月

倉敷市

はじめに



市民一人ひとりが人を大切にし、夢と安らぎのあるあたたかい社会を築くこと、それが私たちの願いです。

しかし、我が国においては自殺による死亡者数が高い水準で推移し、自殺が重大な社会問題となっており、本市においても、自ら尊い命を絶つという大変悲しい状況が続いています。

自殺はその多くが、個人の意思や選択によるものではなく、様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による、追い込まれた末の死です。そのため、自殺を個人の問題としてだけでなく社会全体の問題として捉え、地域の実情に応じた取組、相談・支援体制の整備など、生きることを支えるための社会的な取組の充実が求められています。

本市では、「自殺」、「虐待」、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」等の課題に総合的に取り組むために、倉敷市「生きる支援」推進本部を立ち上げ、市民の命を守る施策を推進しております。

さらに、市民一人ひとりがかけがえのない命を大切にし、共に支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、平成26年に倉敷市自殺対策基本条例を制定いたしました。この条例の目的を達成するため、本市の自殺対策を具体的に推進するものが倉敷市自殺対策基本計画になります。今後、本計画を実効性のあるものとするために、行政をはじめ、関係機関の方々、そして市民の皆様一人ひとりの取組が不可欠であると考えておりますので、一層の御支援、御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、策定のために、熱心に審議、検討をいただきました「倉敷市自殺対策基本計画審議会」の委員の皆様、そして市民意識調査やパブリックコメントを通して貴重な御意見、御提案をお寄せいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成28年2月

倉敷市長 伊 東 香 織

◆ 目 次 ◆

第1章 自殺対策基本計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 倉敷市の自殺の現状

- 1 厚生労働省統計・警察庁統計から分かる現状・・・・・・・・ 4
- 2 自殺未遂者に関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 「倉敷市民の心の健康に関する統計」から分かる現状・・・・ 9

第3章 自殺対策を推進するうえでの基本認識

- 1 基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 自殺対策を進めるうえでの段階，対象とする集団・・・・ 11

第4章 主要な課題

- 倉敷市の主要な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第5章 自殺対策基本計画の目的・基本理念等

- 1 目的・基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 計画の指標・目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第6章 計画の推進体制

- 倉敷市自殺対策ネットワーク会議・・・・・・・・・・・・ 18

第7章 重点的な取組

- 平成28年度～32年度の重点的な取組・・・・・・・・・・ 19

第8章 具体的な取組

- 1 自殺に関する調査及び研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進・・・・ 21
- 3 自殺対策に関する早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成・・・・ 22
- 4 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実・・・・・・・・ 22
- 5 適切な精神科医療が受けられる体制の整備・・・・・・・・ 23
- 6 自殺予防のための社会的取組の強化・・・・・・・・・・・・ 24

7	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組の強化	27
8	自死遺族等に対する支援	27
9	自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援	27

倉敷市自殺対策体系と重点的な取組について

倉敷市自殺対策体系と重点的な取組について	28
----------------------	----

— 参考資料 —

1	自殺対策基本法	29
2	倉敷市自殺対策基本条例	33
3	倉敷市自殺対策基本計画審議会条例	37
4	倉敷市自殺対策基本計画審議会委員名簿	38
5	倉敷市自殺対策ネットワーク会議設置要領	39

生きる支援について

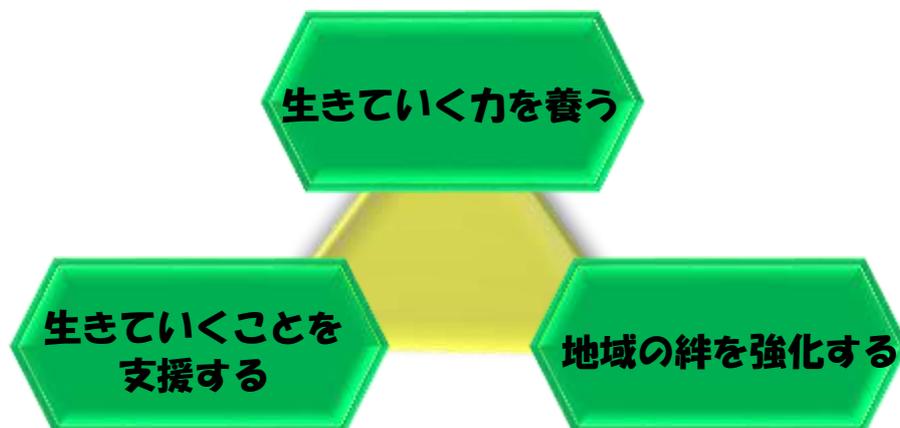


倉敷市では、市民の皆さんが安心して生活できるよう、生涯を通じた生活全般に係る行政サービスを「生きる支援」と位置づけ、「自殺」「DV（ドメスティック・バイオレンス）」「虐待」をはじめとする様々な課題に対し取組を行っています。

市民の皆さんの生きる力を支え、市役所全庁横断的に「いつでも、どこでも、誰でもが対応できる」支援となるよう努めています。

★「生きる支援」への総合的な対応、全職員一丸となった取組に向けて、トップダウンで対応を推進する全庁連携組織を設置。

市長をトップとすることで、部局を超えて広く総合的な対応を迅速に図ることが可能となります。



第1章 自殺対策基本計画の概要



1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超え、その後も高い水準が続いていました。このような状況の下、平成18年10月、国を挙げて自殺対策を総合的に推進することによって、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族などに対する支援の充実を図るため、「自殺対策基本法」が施行されました。平成19年6月には、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を策定しました。これに基づき、地方公共団体・関係団体・民間団体などによる様々な取組の結果、平成24年に15年ぶりに3万人を下回ったものの、依然として多くの自殺により亡くなっている現状があります。

本市では、平成21年に自殺者数がピークとなり、また「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」等に従い、平成21年6月に「倉敷市自殺対策連絡会議」を設置して、各関係機関や関係部署とのネットワーク強化や効果的な自殺対策の展開に向けての協議を重ねて、様々な自殺予防に向けた取組を積極的に実施してきました。さらに、平成24年8月に「自殺」、「虐待」、「ドメスティック・バイオレンス」等の課題に総合的に取り組むために、倉敷市「生きる支援」推進本部を立ち上げ、市民の命を守る施策を推進しています。

本市においても自殺が社会問題となっている状況に鑑み、自殺対策に関し、目的・基本理念を定め、自殺対策を総合的に推進することにより、市民一人ひとりがかけがえない命を大切に、共に支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に「倉敷市自殺対策基本条例」を平成26年12月に制定しました。この条例の目的を達成するため、「倉敷市自殺対策基本計画」を策定し、自殺対策に関する施策を推進するものとします。

本計画では、倉敷市で暮らす市民一人ひとりが自殺への理解を深め、「共に支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできる倉敷」になることを目指します。

2 計画の位置づけ

この計画は、国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえつつ、平成27年4月施行の「倉敷市自殺対策基本条例」に基づく計画とし、「倉敷市第六次総合計画」を踏まえ、「倉敷市健康増進計画」「倉敷市地域福祉計画」等、その他関連する計画と連携し整合性を図ります。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から倉敷市第六次総合計画にあわせて平成32年度までとします。

なお、この計画は自殺対策基本法または自殺総合対策大綱が見直された場合には必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の進行管理と評価

倉敷市自殺対策基本計画は、倉敷市自殺対策ネットワーク会議で計画の推進と進行管理を行います。

本市は、毎年度、市における自殺対策の概要及び施策の実施状況を議会に報告するとともに、市民に公表します。その報告を受け、議会は、評価するとともに、監視・提言を行います。

平成32年度に最終評価を行い、その評価方法は、目標の達成度を数値で見る量的評価と、計画推進のための取組や経過を評価する質的評価をあわせて行います。



倉敷市自殺対策基本計画推進期間と評価時期



倉敷市こころの健康づくり
マスコットキャラクター

ほっとちゃん

ぼくは、ほっとちゃんです。

心の健康づくりの推進と、精神障がいに対する正しい理解を地域に広げる活動を、行政・関係機関・関係団体の方々と一緒にしています。
カップの中には愛情たっぷりのミルクココアが入っています。

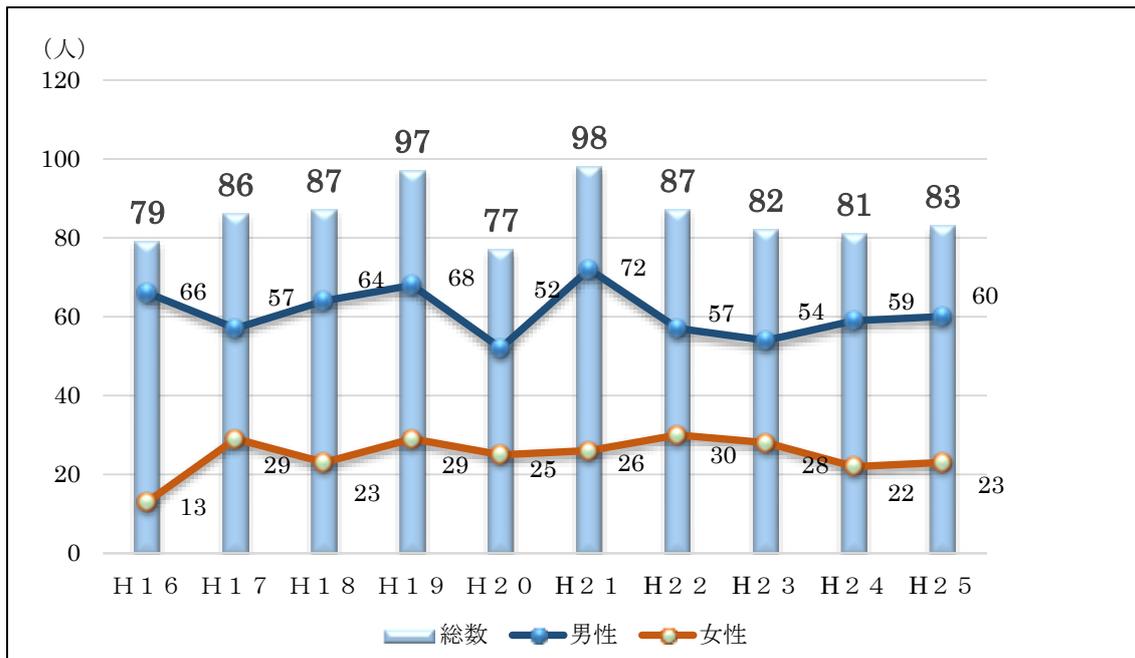
第2章 倉敷市の自殺の現状



1 厚生労働省統計・警察庁統計から分かる現状

(1) 自殺者数・男女別自殺者数の推移（経年推移：市）

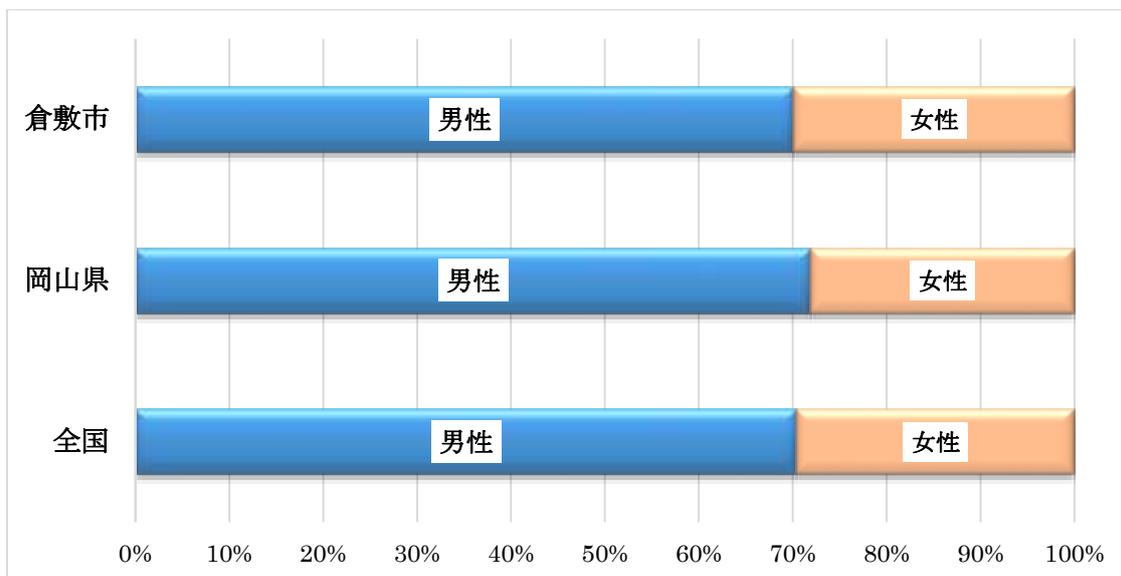
平成21年の98人をピークに、その後は毎年徐々に減少傾向となっています。



資料：人口動態統計（厚生労働省）

(2) 男女別割合（平成21年～25年の5年間の累計：国・県・市）

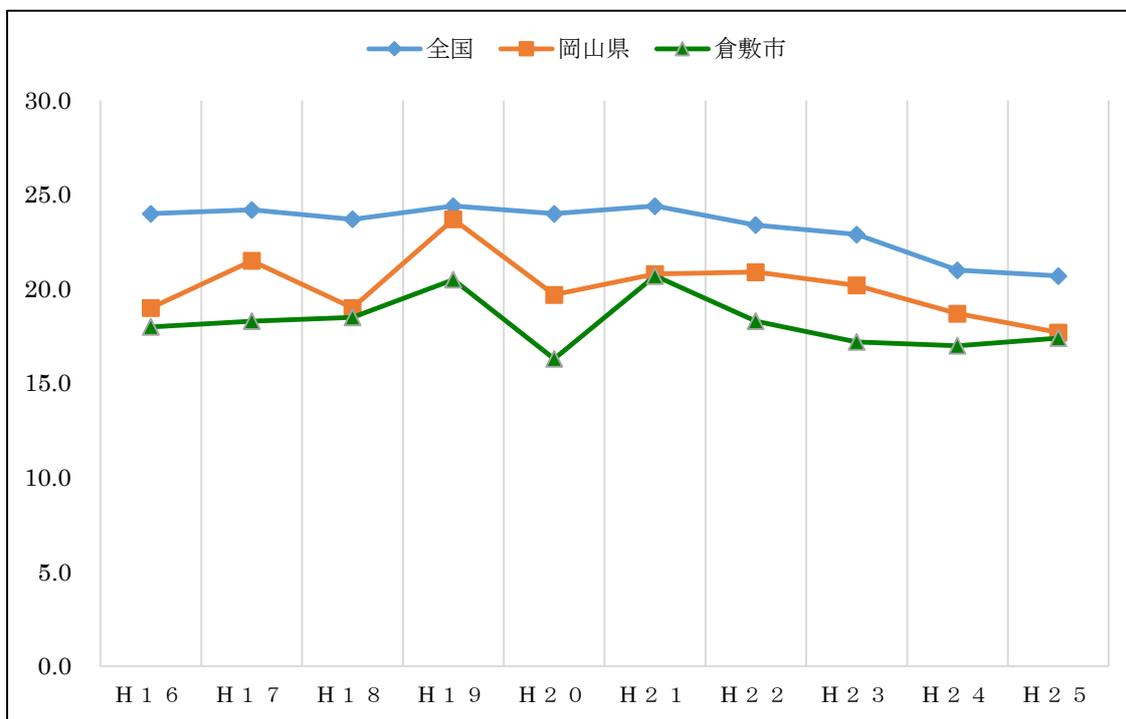
男性の自殺者が約70%を占めており、全国や岡山県と同じ傾向にあります。



資料：人口動態統計（厚生労働省）より倉敷市保健所作成

(3) 自殺死亡率の推移【人口10万人当たりの自殺者数】(経年推移：国・県・市)

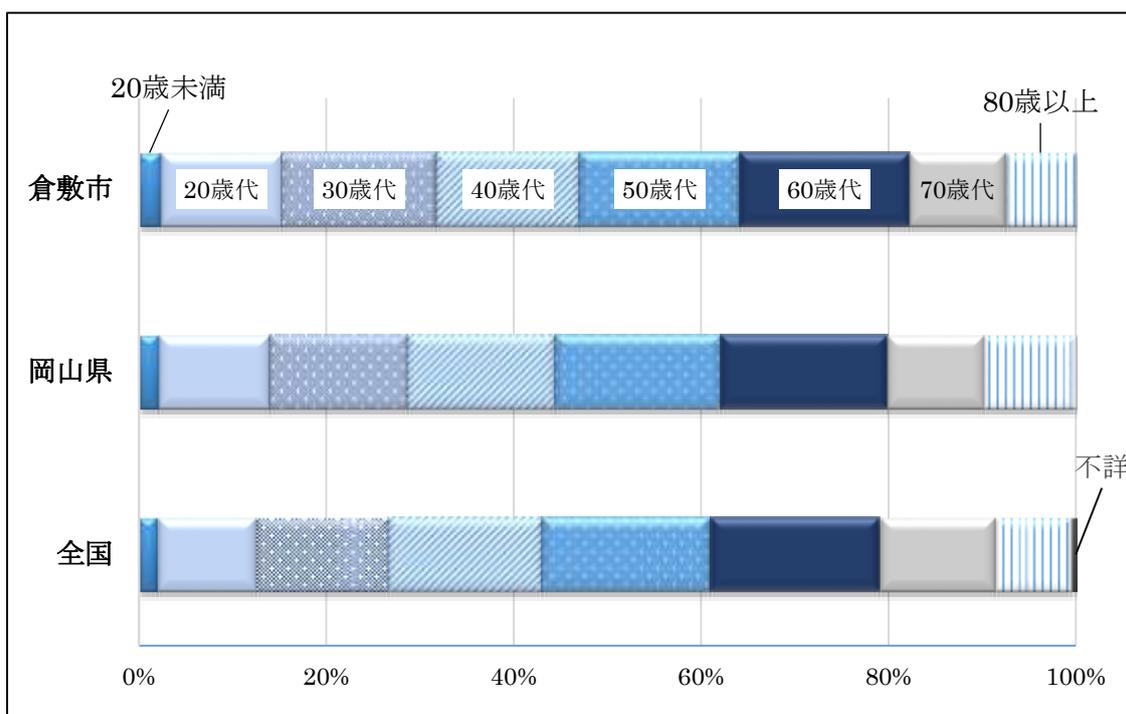
自殺死亡率は、全国、岡山県と比較すると低い状況が続いています。



資料：人口動態統計(厚生労働省)

(4) 年代別割合 (平成21年～25年の5年間の累計：国・県・市)

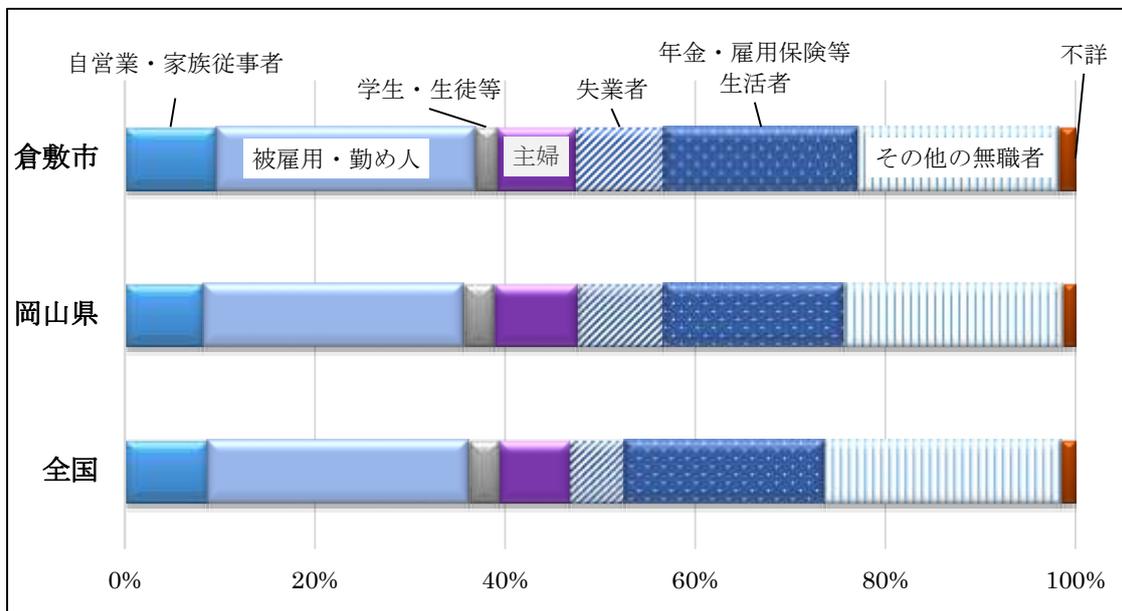
20歳代・30歳代の自殺者の占める割合が若干高くなっています。



資料：内閣府「地域における自殺の基礎資料」(警察庁)

(5) 職業別割合 (平成22年～25年の4年間の累計：国・県・市)

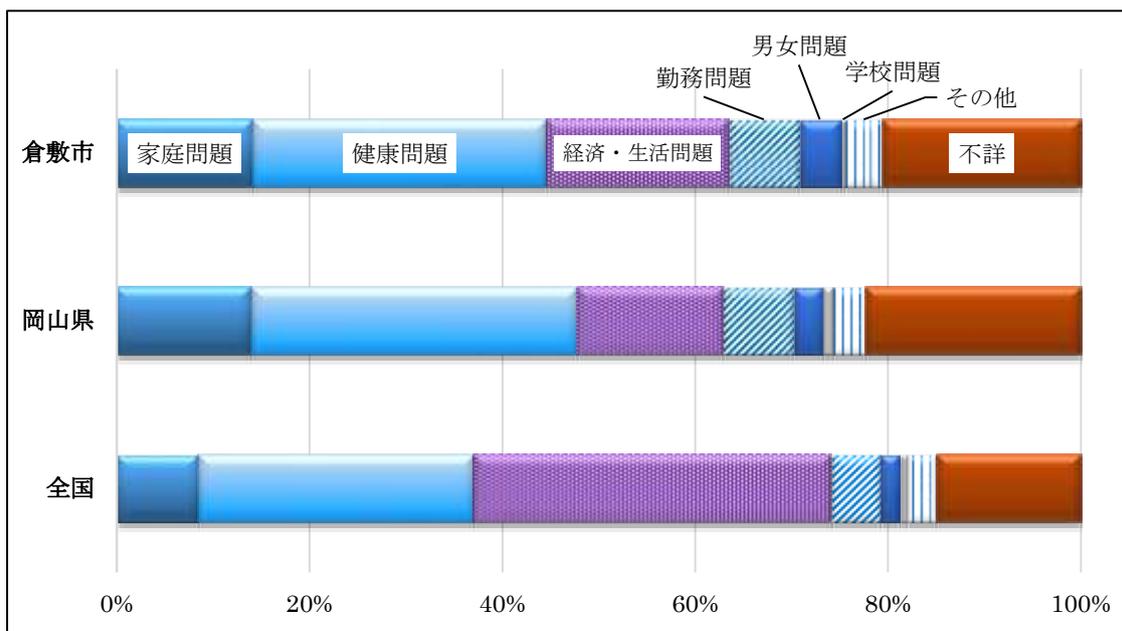
①被雇用・勤め人 ②その他の無職者 ③年金・雇用保険等生活者の順に占める割合が高くなっています。



資料：内閣府「地域における自殺の基礎資料」(警察庁)

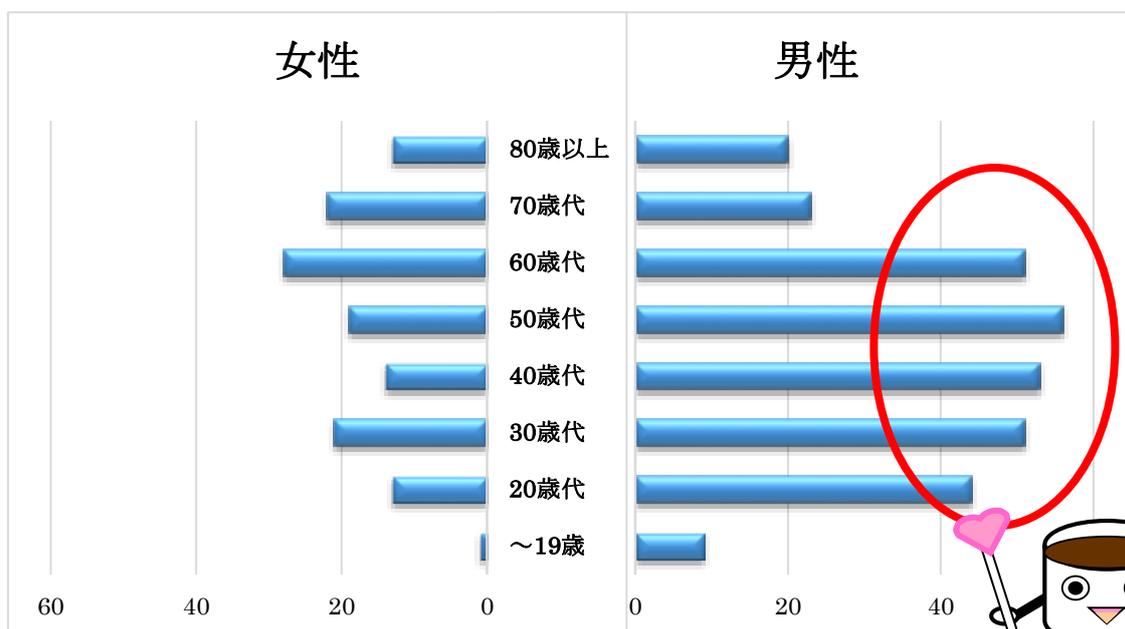
(6) 原因・動機別割合 (平成22年～25年の4年間の累計：国・県・市)

①健康問題 ②経済・生活問題 ③家庭問題 の順になっています。



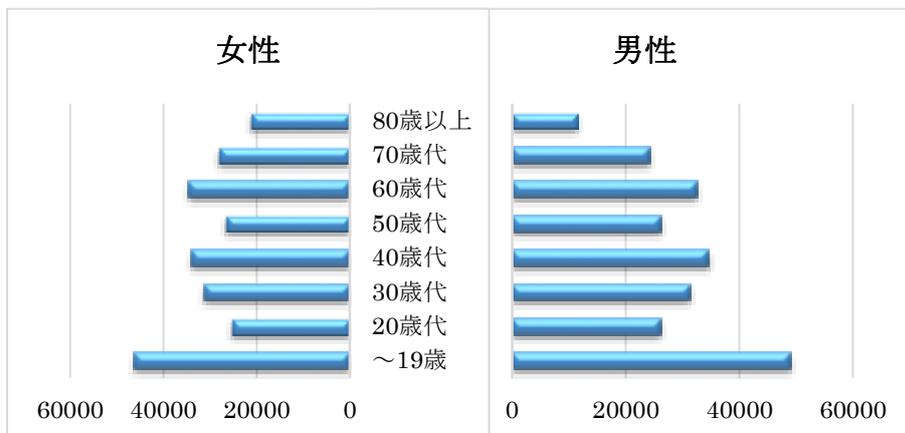
資料：内閣府「地域における自殺の基礎資料」(警察庁)

(7) 年齢別・男女別自殺者数 (平成21年～25年の5年間の累計：市)



資料：内閣府「地域における自殺の基礎資料」(警察庁)

※参考 (倉敷市年齢別・男女別人口 住民基本台帳人口 平成26年9月末現在)



倉敷市の人口構成と比較すると、50歳代男性を中心に、働き盛りの年代層に自殺者が多い状況です。

(8) 年代別死因順位 (平成21年～25年の5年間の累計：市)

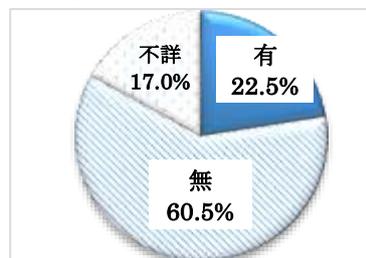
	1位	2位	3位
10歳代	自殺	不慮の事故	悪性新生物
20歳代	自殺	不慮の事故	悪性新生物
30歳代	自殺	悪性新生物	心疾患
40歳代	悪性新生物	自殺	心疾患
50歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
60歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
70歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
80歳代	悪性新生物	肺炎	心疾患

資料：人口動態統計 (厚生労働省) より倉敷市保健所作成

2 自殺未遂者に関する現状

(1) 自殺者の自殺未遂歴（平成22年～25年の4年間の累計：市）

自殺未遂歴	(人)	(%)
有	77	22.5
無	207	60.5
不詳	58	17.0



資料：内閣府「地域における自殺の基礎資料」（警察庁）

(2) 倉敷市自殺未遂者支援事業の対象者の状況

●対象者数（平成24年度～26年度）

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80以上	合計
男性	2	0	2	1	0	0	2	0	7
女性	0	0	1	1	1	1	0	1	5

・介入していた機関があった自殺未遂者：9人/12人中 ・自殺未遂歴有り：6人/12人中

●自殺に至った要因（平成24年度～26年度） ※複数の要因掲載

家族問題	経済問題	住居問題	健康問題	その他 (就労・対人関係・学業 等)
9	5	5	9	10

・自殺未遂者の多くが複数の問題を抱えていました。

倉敷市自殺未遂者支援事業

自殺ハイリスク者である自殺未遂者やその家族に対して、司法書士や弁護士、保健福祉の専門職がチームを組み、多岐にわたる生活問題の解決に向けた支援を実施します。医療機関から支援依頼を受けた倉敷市保健所は、支援開始当初に積極的に介入し、支援のコーディネートを行うことで、再度の自殺企図を防止します。

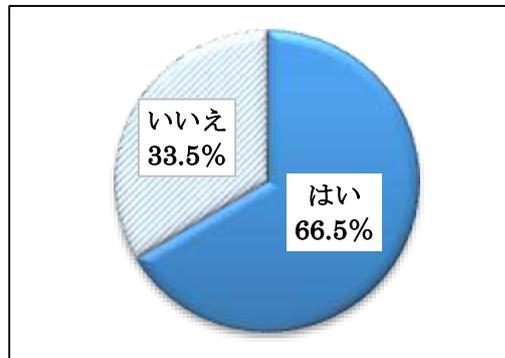
また、支援事例を通して、関係機関の役割やネットワークについて分析し、倉敷市の地域特性に応じた相談支援体制の整備（セーフティネット）のあり方や人材育成のあり方について検討していきます。



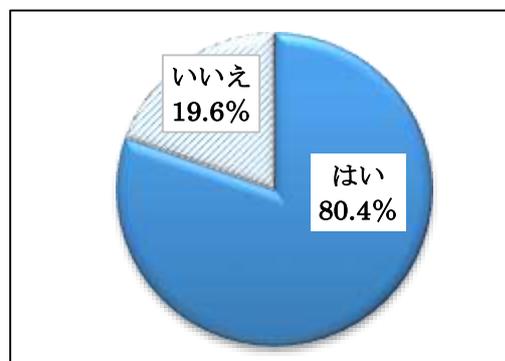
3 「倉敷市民の心の健康に関する統計」から分かる現状

倉敷市民の心の健康に関する統計

★ストレスをうまく解消できていますか。
 (平成 27 年 1 月 市民モニターアンケート
 結果より)



★あなたは悩み事や心配などでストレスを抱えたときに身近に相談する人がいますか。
 (平成 27 年 3 月 市民モニターアンケート
 結果より)



自殺に関する統計について

本市の自殺の統計資料は、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁統計に基づき内閣府自殺対策推進室が作成する「地域における自殺の基礎資料」を参考に集計・分析等を行っています。各統計資料は下記のとおり捉え方に違いがあり、公表される自殺者数も異なってきます。本市では、自殺者数の経年変化や他市との比較、公的な自殺者数等の公表には人口動態統計（確定数）を用いており、自殺の分析等を行う際には警察庁統計を基にした内閣府の統計資料を利用しています。

	厚生労働省 人口動態統計	内閣府「地域における自殺の基礎資料」 (警察庁自殺統計)
対象者	日本における日本人	日本における外国人を含む総人口
調査時点	死亡時点 死亡診断書等で自殺が明確でない場合は、自殺以外で処理される。	発見死体発見時点 発見時には自殺が明確でない場合でも、その後の調査で判明した場合はその時点で計上される。
自殺者数	住居地（自殺の住居のあった場所）で集計	発見地（自殺死体が発見された場所）と住居地（自殺者の住居があった場所）の2通りで集計
統計の利用方法	自殺死亡者数や自殺死亡率の年次推移を分析するため使用	自殺死亡者の職業、原因・動機などの分析をするため使用

※本市では、自殺日・住居地ベースを利用

第3章 自殺対策を推進するうえでの基本認識



1 基本認識

自殺は、その多くが追い込まれた末の死

自殺にいたる心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感や、あるいは、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感等から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

また、自殺を図った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病、アルコール依存症等精神疾患を発症しており、これらの精神疾患の影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになってきています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができます。

自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題

自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により自殺を防ぐことが可能です。

また、健康問題や家庭問題等、一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより自殺を防ぐことができると考えられています。

自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくありません。特に自殺者が多い中高年男性は、心の問題を深刻化しがちと言われています。

一方で、死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多いです。

しかしながら、自殺を図った人の家族や職場の同僚など身近な人でも、自殺のサインに気づき難い場合もあるので、身近な人以外の人から自殺のサインに気づき自殺予防につなげていくことも必要となります。

2 自殺対策を進めるうえでの段階、対象とする集団

自殺対策を進めるうえで基本認識にのっとり、段階、対象とする集団ごとに検討を進めることとします。

段階	事前予防	心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で予防を図ります。
	自殺発生の危機対応	現に起こりつつある自殺の危険に介入し、自殺を防ぎます。
	事後対応	不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に遺された人に与える影響を最小限とし、新たな自殺を防ぎます。
対象とする集団	若年層	思春期は精神的な安定が図りにくく、また、青少年期に受けた心の傷は長年に渡り影響します。さらに、自殺死亡率について若年層は増加傾向を示すなど、若年層における自殺の問題は深刻さを増しており、その背景として若年雇用を取り巻く社会状況の変化が指摘されています。
	中高年層	中高年は、家庭、職場の両方で重要な位置を占める一方、親との死別や退職などの大きな喪失体験を迎え、心理的にも、社会的にも負担を抱えることが多い世代です。仕事に関しては強い不安やストレスを感じている勤労者が増え、過重労働、職場のいじめ、ハラスメント等の問題もあります。
	高齢者層	高齢者の自殺の背景には、慢性疾患による継続的な身体的苦痛や将来への不安、身体機能の低下に伴う社会や家族での役割の喪失感、近親者の喪失体験、介護疲れ等によるうつ病が多くなります。
	自殺未遂者	自殺未遂者が再び自殺を企図する可能性は、自殺未遂者以外の者に比べて著しく高いことが分かっています。また、救命救急センターで治療を受けた自殺未遂者の多くが、何らかの精神疾患を有していますが、身体ケアが行われ、その後十分な精神科医療ケアや様々な社会的要因を解消するための支援を受けずに退院している場合もあります。さらに、自殺未遂者の家族等の身近な人々もどのように接して再度の自殺企図を防止すれば良いかなどについて十分な情報と支援が得られないままに、再度の自殺企図への不安を抱えながら自殺未遂者に接しているという現実があります。

第4章 主要な課題



倉敷市の主要な課題

「倉敷市の自殺の現状」と「自殺対策を推進するうえでの基本認識」より



自殺の危険度の高い対象者や集団への対策が必要

本市における自殺者の約7割が男性であり、男性の中でも50歳代が最も多く、続いて、40歳代・30歳代・60歳代となっています。

自殺者のうち約4人に1人が過去に自殺未遂をしている状況です。また、自殺未遂者支援事業から、対象者はかなりの困難を抱えた状況であり、早い段階からの支援と再発防止の取組が必要であることが分かってきました。

このことから、特に男性の中年層、自殺未遂者を対象とした対策が必要です。

若年層への対策が必要

年代別死因順位から、10歳代～30歳代の年代層において自殺が死因第1位です。全国においても、15～39歳の死因第1位は自殺になっており、若年層の自殺は深刻な問題となっています。

自殺者数が多い層である中年層に移行する前に、若年層においてストレスへの対処方法を身につける取組を行ったり、雇用を取り巻く様々な状況に対する支援を行ったりするなど、若年層に対する取組が必要です。

人材の養成・育成・連携が必要

早い時期での「いつもと違う」気づきが必要ですが、本市において自殺の危険度の高い対象者である中年層・自殺未遂者は、心の問題を深刻化しがちであり、悩み事を積極的に相談しなくなる傾向にあります。

身近な人でも、自殺のサインに気づき難い場合もあるので、身近な人以外の様々な市民や職種が、ゲートキーパー^(※)の役割を理解し、担ってもらうこと、さらに連携を図って支援につなげていくことが必要です。

共に支え合える組織づくり、地域づくりが必要

様々な相談窓口やゲートキーパーの役割が機能するには、自身で解決できない困りごとを一人で抱え込まずに助け合える人間関係、助けを求められる力や自身を大切にできる自己肯定感を持つことが重要です。地域の見守りや声かけ等の関わりを通じて、日常生活の中で困ったときには助けを求められる安心感、自己肯定感を持てる組織づくりや、地域づくりが必要です。

(※) ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。詳細は P19 を参照。



1 目的・基本理念

目的

市民一人ひとりがかげがえのない命を大切にし
共に支え合い健康で生きがいと希望を持って暮ら
すことのできる地域社会を実現する。



基本理念

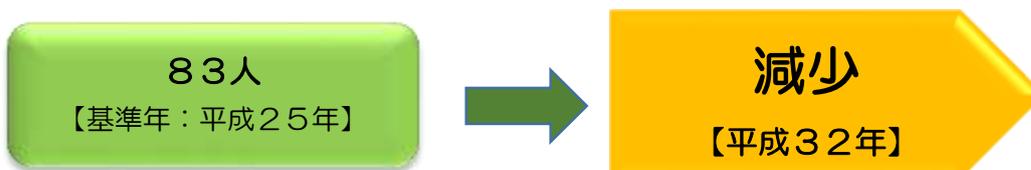
1. 自殺対策は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第8条に規定する基本的かつ総合的な自殺対策の大綱に定められた自殺総合対策における基本認識を踏まえ、自殺は防ぐことができる社会的な問題として取り組まなければならない。
2. 自殺対策は、自殺が個人的な問題のみではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
3. 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的な観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければならない。
4. 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
5. 自殺対策は、市民が共に支え合う地域づくりを促進するという観点から、地域の実情に即したきめ細かな施策として実施されなければならない。
6. 自殺対策は、市、国、岡山県、医療機関、福祉関係機関、事業主、学校、市民等の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

2 計画の指標・目標値

(1) 自殺者数の減少

自殺者をゼロにすることが理想の目標ではありますが、平成25年まで自殺者数が80人前後で推移している現状の中でゼロにすることは現実的に困難であります。ゼロに近づいていけるよう意識しつつ、減少を目指します。

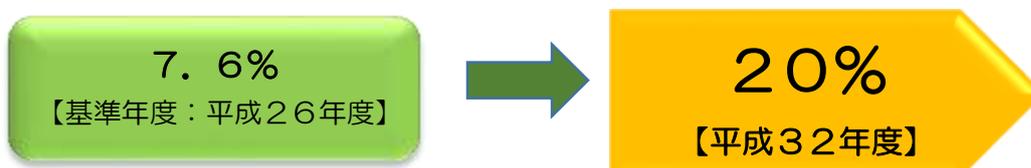
※評価は、平成32年に得られる最新データを基に行います。



(2) ゲートキーパーを知っている人の増加

ゲートキーパー研修を継続して実施し、ゲートキーパーの名前も活動も知っているという人の割合増加を目指し、つなぎ・支える地域づくりを進めます。

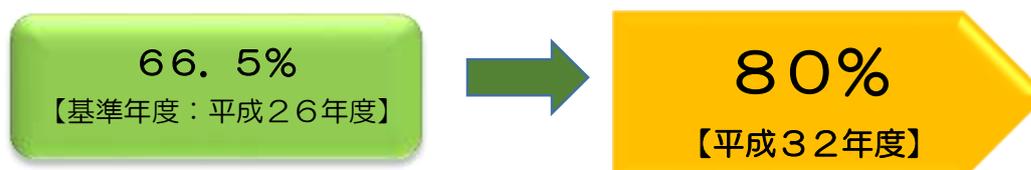
【参考となる指標】平成27年3月に実施した市民モニターアンケート調査



(3) ストレスをうまく解消できていると思う人の増加

自分のストレスに気づき、自分にあった対処法を持つことや相談できる人や場を持つ等うまく解消できる人の割合増加を目指します。

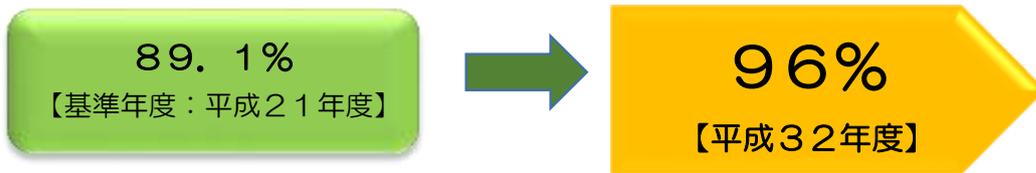
【参考となる指標】平成27年1月に実施した市民モニターアンケート調査



(4) 困った時、悩みがある時に相談する人がいると答えた子どもの増加

「困った時、悩みがある時に相談する人がいる」と回答する子どもの割合増加を目指します。

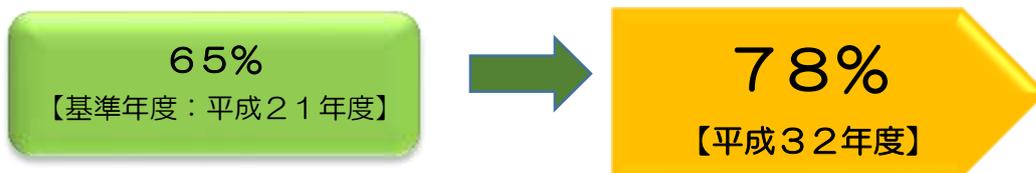
【参考となる指標】倉敷市第六次総合計画より、小学校・中学校の児童生徒アンケート調査



(5) 自分や家族の事情に合った働き方ができていると思っている人の増加

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、「自分や家族の事情に合った働き方ができている」と回答する勤労者の割合増加を目指します。

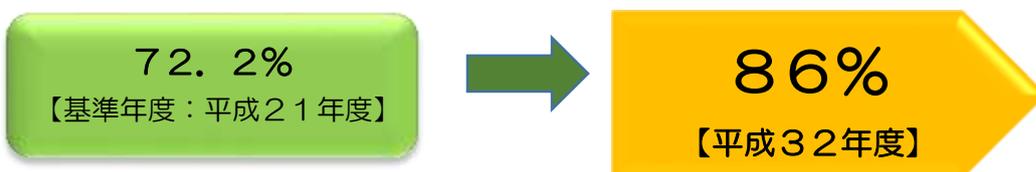
【参考となる指標】倉敷市第六次総合計画より、市民アンケート調査



(6) 身近で相談できる人がいると思っている高齢者の増加

「身近で相談できる人がいると思っている」と回答する高齢者の割合増加を目指します。

【参考となる指標】倉敷市第六次総合計画より、市民アンケート調査



3 基本方針

倉敷市自殺対策基本条例に基づき、以下の項目を自殺対策の方針とします。

自殺に関する調査及び研究

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、社会的要因を含む自殺の実態を把握するための調査研究をするとともに、自殺対策に関する情報の提供等を推進することにより、自殺の実態を踏まえた対策を推進します。

自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを市民一人ひとりが理解して、自分の周囲にいるかもしれない自殺を考えている人のゲートキーパーとなれるよう促進します。

自殺対策に関する早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成、育成します。

心の健康づくりの相談体制の整備及び充実

自殺の原因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進のための職場、地域、学校における体制整備及び充実を図ります。

適切な精神科医療が受けられる体制の整備

うつ病等自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、精神科医療につなぐ取組に併せ、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう医療機関と連携を図り体制の整備に努めます。

自殺防止のための社会的取組の強化

社会的要因を含む様々な要因により自殺の危険性が高まっている人に対し、社会的な支援によって自殺を防止するための取組を強化します。

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組の強化

自殺ハイリスク者である自殺未遂者やその家族等に対して、積極的に介入して適切な支援を図ることにより、再度自殺企図のないよう取組を強化していきます。

自死遺族等に対する支援

自殺や自殺未遂の発生直後に遺された人等に対するケアを行うとともに、必要な情報提供を推進するなど、支援に努めます。

自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

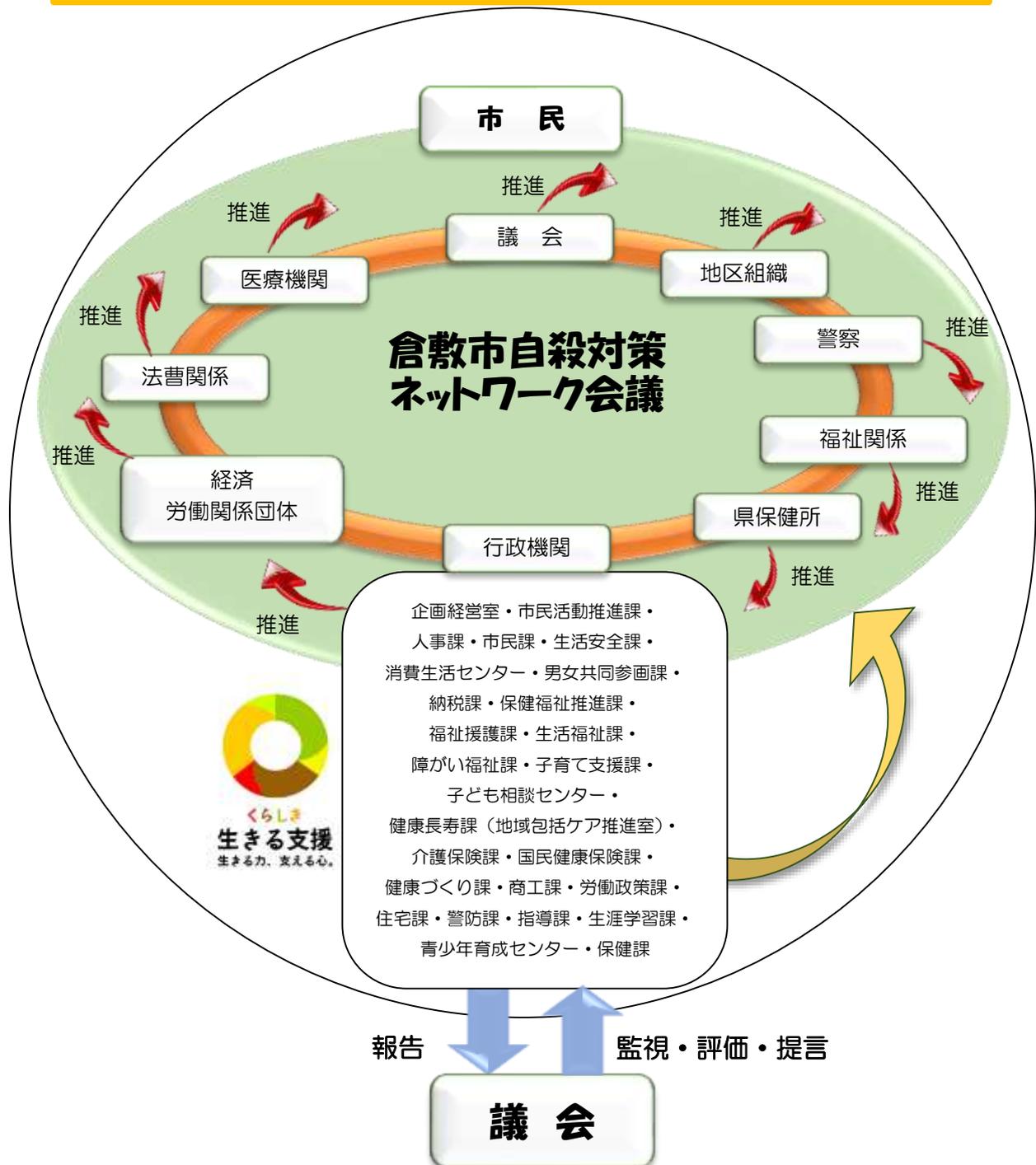
自殺対策を進める上で、民間団体の活動は不可欠となっているため、当該活動に対する支援を行います。

第6章 計画の推進体制



倉敷市自殺対策ネットワーク会議

倉敷市自殺対策基本条例（平成26年倉敷市条例第76号）第12条の規定に基づき、庁内及び関係機関との連携強化を図り、自殺対策基本計画を推進するために設置。



第7章 平成28年度～32年度の重点的な取組



スローガン：市民一人ひとりがゲートキーパーになろう

自殺には、健康問題のみならず、家族問題や経済・生活上の問題、勤務問題等様々な要因が関与していますので、サインは誰に出されるか分かりません。地域の様々な人に、自殺予防の必要性や、悩みを抱える人に気づき、話を傾聴するなど親身に対応することの大切さを伝えていくことが必要です。

ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

【ゲートキーパーの役割】

気づき

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

「元気がない」、「口数が減った」、「食欲がない」など、家族や仲間のちょっとした変化に気づいて、声をかけます。

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

相手の気持ちを尊重することが大事です。一方的に質問したり、急がせたりせず、本人が話す気になるまで、じっくり待ちます。話をしている時は耳を傾け聞きます。

つなぐ

早めに専門家などに相談するよう促す

必要に応じて専門家に相談することを勧めます。

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

引き続き相手を見守り、相談があればしっかりと受け止めます。

【それぞれの立場におけるゲートキーパーの役割】

専門的

【専門職（精神医療・専門機関など）】
高い専門性，問題解決

【医療・福祉・相談機関など】
問題の抽出，対応，連携

一般的

【住民組織・ボランティアなど】
見守り，気軽な相談，専門職などにつなぐ

それぞれの立場によって、ゲートキーパーに求められる役割はいろいろとあるんだな～。住みよい倉敷市になるように、民生委員・愛育委員・くらしき心ほっとサポーターさんもゲートキーパーの役割を担ってくださっています。



出典：内閣府自殺対策推進室ゲートキーパー養成研修用テキストを一部改変

悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいか分からない」、「どのように解決したらよいか分からない」等の状況に陥ることがあります。

そのような悩みを抱えた人に、一人でも多くの市民がゲートキーパーとなり、支えることができるよう「倉敷市自殺対策ネットワーク会議団体」を中心にゲートキーパーの役割を知る機会の提供に努めます。

市民一人ひとりがゲートキーパーとして自殺予防の主役となり、家族・地域のきずなを強め、よりよい地域をめざしていきます。

【ゲートキーパー研修について】

自殺の危険性の高い人の早期発見，早期対応を図るため，自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し，「ゲートキーパー」としての人材等を養成・育成する研修です。



講座は、何度でも受講できます

ゲートキーパーの役割「気づき」「傾聴」「つなぐ」「見守り」について理解を深めていき、身近な人の支えとなります。

受講者自身がゲートキーパー研修に関わることもできます。

研修で使用している資料ファイル（受講者証保管ケース兼）

【研修内容】

- ・倉敷市の自殺者の現状
- ・ゲートキーパーの必要性
- ・ゲートキーパーの役割 等
概ね 30 分程度の講座です

相談窓口カード（表）

～心の健康相談をお受けしています～ H27.4.現在		
岡山いのちの電話協会	086-245-4343	24時間 年中無休
よりそいホットライン	0120-279-338	
倉敷保健推進室	086-434-9822	8時30分～ 17時15分 (土日祝、年末年始は休み)
児島保健推進室	086-473-4371	
玉島保健推進室	086-522-8113	
真備保健推進室	086-698-5111	
水島保健推進室	086-446-1115	
倉敷市保健所 保健課精神保健係	086-434-9823	

相談窓口カード（裏）

～多重債務でお困りの方へ～ ◎相談は無料です！ (いずれも土日祝、年末年始は休み)		
倉敷市消費生活センター	086-426-3115	9時～12時 13時～16時
倉敷市生活安全課 （法律相談予約）	086-426-3111	8時30分～ 17時15分
倉敷法律相談センター クレジットサラ金 被害救済センター	予約受付番号 086-234-5888	予約受付時間 9時～17時
くらしき総合相談センター	086-435-3533	17時～19時

悩みを抱えた方から助けを求められた時に、相談窓口の情報提供ができるようゲートキーパー研修時に「相談窓口カード」をお渡ししています。また、必要に応じて相談機関につなぐことや、相談機関からの助言を受けながらの見守りをお願いしています。



第8章 具体的な取組



1 自殺に関する調査及び研究

項目	取組	関係機関・関係課
(1)自殺要因分析の実施	◆景気や雇用情勢、政治や経済等の社会情勢、いのちや人権についての市民の意識を市民アンケートを定期的実施して把握し、課題を明らかにする。	保健課
(2)自殺未遂者等の実態及び支援方策についての調査の実施	◆自殺未遂者支援事業の支援をとおして、未遂者やその家族等の実態を把握していき、支援の方策について検討する。	保健課
(3)既存資料の活用 の推進	◆内閣府・厚生労働省・警察庁が作成・公表している統計を活用して倉敷市の自殺の状況を作成し、公表する。	保健課

2 自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

項目	取組	関係機関・関係課
(1)自殺予防週間と自殺対策強化月間等での啓発の実施	◆「世界自殺予防デー」(9月10日)、「自殺予防週間」(9月10日～16日)及び「自殺対策強化月間」(3月)において啓発を実施する。 ・街頭キャンペーン ・展示コーナーを設置 ・広報くらしき・市ホームページに掲載 ◆マスメディアを活用し啓発活動を実施する。	岡山弁護士会 岡山県司法書士会 市議会 くらしき心ほっとサポーター 愛育委員会 保健課 健康づくり課 各保健推進室
(2)自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及	◆心の健康づくり、うつ病、アルコール依存症、自殺予防に関する講座、イベントを実施する。 ◆倉敷市出前講座を実施する。 ◆アルコール等の適切な摂取について啓発する。 ◆生きる支援ポータルサイトを開設する。	保健課 健康づくり課 各保健推進室 企画経営室
(3)児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	◆自殺に至る原因となる、アルコール・薬物等に関する教育を実施する。 ◆青少年の健全なインターネット・スマートフォンの利用を促進する。 ◆いのちの尊さや大切さについて、自らの考えを深められる教材を配布する。 ◆心と体を守る啓発教材を配布する。 ◆いじめ防止リーフレットを作成する。 ◆こどもあいカードを小学生に配布する。	教育委員会 学校 子ども相談センター

3 自殺対策に関する早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成

項目	取組	関係機関・関係課
(1)ゲートキーパーの周知及び養成の促進	<p>◆【地域】</p> <p>地域の関係機関・団体に対しゲートキーパー養成研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援センター職員及びケアマネージャー等への研修 ・愛育委員会の研修 ・くらしき心ほっとサポーターへの研修 ・民生委員への研修 ・理美容組合への研修 ・大学 ・民間事業者への研修等 <p>◆【職員等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談，対応研修 ・職位別研修 ・e-ラーニング ・消防署職員等 	<p>岡山弁護士会</p> <p>岡山県司法書士会</p> <p>事業所</p> <p>学校</p> <p>保健課</p> <p>健康づくり課</p> <p>各保健推進室</p> <p>福祉援護課</p> <p>介護保険課</p> <p>地域包括ケア推進室</p> <p>高齢者支援センター</p> <p>企画経営室</p> <p>消防局</p> <p>人事課 等</p>
(2)かかりつけ医師うつ病対応力向上研修	◆かかりつけ医（一般内科医等）に対し，うつ病等に関する研修を実施し，早期発見・早期治療ができるようにする。	<p>医師会</p> <p>岡山県</p>
(3)教職員に対する普及啓発等の実施	◆いじめや不登校等のない学校をめざし，教職員研修を充実する。	教育委員会

4 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実

項目	取組	関係機関・関係課
(1) 地域における心の健康づくり推進体制の整備	<p>◆精神保健に関する知識の普及，偏見除去にむけた啓発の実施，市民の立場で行政と協働で啓発を行う，くらしき心ほっとサポーターを養成育成する。</p> <p>◆統合失調症・発達障がい・ひきこもり・アルコール依存症等，心の健康に関する相談に対応する。また，保健師等による訪問活動を行い，地域住民の心の健康の保持増進を図る。</p> <p>◆健康くらしき21における関連事業により，地域の力を生かした心の健康づくりの推進を図る。</p> <p>◆高齢者の実態を把握し，一人ひとりの高齢者の心身の状態や生活環境などに応じた総合的な介護予防を推進するため，介護予防プログラムの実施や身近な地域での介護予防の普及啓発を図る。</p> <p>◆地域で高齢者を見守り，支えるネットワークを構築するとともに，ひとり暮らし高齢者への支援の強化を図る。</p> <p>◆高齢者の孤独感や閉じこもりを解消していくため，高齢者が気軽に集い，仲間と出会い交流の機会や異世代との交流が図れるよう，ふれあいの場の創出に努める。</p> <p>◆社会活動や地域活動，就業活動への参加を促進し，高齢者の活動の場を広げる取組を充実する。</p>	<p>保健課</p> <p>健康づくり課</p> <p>各保健推進室</p> <p>高齢者支援センター</p> <p>健康長寿課</p> <p>地域包括ケア推進室</p>

<p>(2)職場における心の健康づくり推進体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆勤労者の生涯を通じた健康づくりに取り組む。 ◆勤労者のストレスチェックを実施する。 ◆中小企業における従業員の福祉厚生の向上など、安心して働き続けられる労働環境や勤労者福祉の充実を図る。 ◆様々なハラスメント、人権、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発、情報提供を充実させ、取組の必要性や方向性に関する理解の浸透を図る。 ◆国及び県と協力し、求職者や雇用促進等に取り組む事業者に向けた支援制度の周知を図るとともに、安心・安全な職場づくりについての情報を提供する。 ◆勤労者のメンタルヘルスに関する情報発信（厚生労働省「こころの耳」：働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト http://kokoro.mhlw.go.jp こころの耳で検索）をPRする。 ◆倉敷市職員のメンタルヘルス対策事業を実施する。 	<p>ハローワーク 事業所 保健課 健康づくり課 各保健推進室 労働政策課 男女共同参画課 人事課</p>
<p>(3)学校における心の健康づくり推進体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校園において、発達段階に応じた人権教育や道徳教育を行い、子どもが互いの違いやよさを認め合い、だれもが自他共に大切にされていると実感できる環境づくりに努める。 ◆子どものボランティア活動等を通じた心の教育の充実に努める。 ◆いじめや不登校等のない学校をめざし、専門員・支援員を配置する。 ◆若年者のメンタルヘルスに関する情報発信（厚生労働省「こころもメンテしよう」：若者を支えるメンタルヘルス・ポータルサイト http://kokoro.mhlw.go.jp/kokoro/youth/）をPRする。 	<p>教育委員会 保健課</p>

5 適切な精神科医療が受けられる体制の整備

項目	取組	関係機関・関係課
<p>(1)保健・医療・福祉・法曹等のネットワークの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆警察活動の機会を活用した自殺のおそれのある重度うつ病患者と思慮される人等の早期発見、及び関係機関への通報により連携を図る。 ◆適切な精神科医療が受けられる体制を整備するため、地域の精神科医療機関を含めた、保健・医療・福祉・法曹等のネットワークを構築する。 	<p>警察本部 生活安全企画課 (各警察署) 岡山弁護士会 岡山県司法書士会 保健課 各保健推進室 岡山県</p>
<p>(2)かかりつけ医師うつ病対応力向上研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆かかりつけ医（一般内科医等）に対し、うつ病等に関する研修を実施し、早期発見・早期治療ができるようにする。 	<p>医師会 岡山県</p>
<p>(3)自殺未遂者の救急搬送</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆自殺未遂による負傷者を医療機関へ搬送する。 	<p>消防局</p>
<p>(4)心の健康相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆精神疾患の可能性のある人、家族からの相談に対応するとともに、精神科医療機関の情報提供、紹介を行い、問題解決や早期治療につなげる。 	<p>保健課 各保健推進室</p>
<p>(5)精神科受診が必要な人への積極的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療を中心とする専門職で構成する多職種チームによるアウトリーチ（訪問支援活動）。 	<p>岡山県精神保健福祉センター等 保健課 各保健推進室</p>

6 自殺予防のための社会的取組の強化

項目	取組	関係機関・関係課
(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信	<ul style="list-style-type: none"> ◆「生きる支援」への総合的な対応、全職員一丸となった取組を推進するため、生きる支援推進本部を中心として、職員研修や情報共有など全庁的な取組を行う。 ◆広報くらしき「相談のページ」等、市ホームページ、マスメディア等で発信する。 ◆必要な支援機関につなげるため名刺サイズの相談窓口カードを配布・設置する。 ◆ゲートキーパーに協力する企業・団体等を「こころの応援団」として認定する。 	愛育委員会 等 市役所 保健課
(2) 多重債務の相談窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆多重債務に関して、消費生活相談員が電話及び面接による相談を実施し、必要な機関を紹介する。 ◆弁護士・司法書士による無料法律相談を実施する。 	岡山弁護士会 岡山県司法書士会 生活安全課 消費生活センター
(3) 失業者、若者等未就職者、就業者に対する相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆就業や生活の相談・支援等を目的として「ワークプラザたましま」「職業情報提供コーナー」「内職あっせん所」「ライフサポートセンター」を設置し、雇用を促進するとともに、求人者や就業者の相談に対応したり情報提供をする。 	ハローワーク 労働政策課
(4) 経営者に対する相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆景気の変動に左右されやすい中小企業のために経営安定化等に必要な資金の融資及び保証料補給を行うとともに、経営基盤の強化や新たな事業展開を図る中小企業への資金調達等の支援を行う。 ◆中小企業の事業運営を支援する団体に対する支援や、経営上の専門的な課題を解決する専門家による相談業務等により、中小企業の安定的な事業運営を支援する。 	商工会議所 商工課
(5) 介護者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者支援センターにおいて家庭介護教室を開催する。 また、介護者からの相談に対応する。 	高齢者支援センター 地域包括ケア推進室
(6) いじめ等子どもの悩みについて相談	<ul style="list-style-type: none"> ◆学業・交友関係・不登校・育児・しつけ・進路等子どもに関する相談を実施する。 ・相談電話 ・教育相談 ・ヤングテレフォン 	教育委員会
(7) 障がい者虐待への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がい者への虐待を防止するため、24時間365日対応の相談窓口を設置するとともに一時保護用の居室を確保する。 	福祉援護課
(8) 高齢者の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者虐待相談に応じる専門員の配置や、法的判断を必要とするケースに対応するため法律専門家とのアドバイザー契約を結び、高齢者虐待に対応する。 ◆認知症高齢者等判断能力の十分でない人に代わり、財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う成年後見制度について、申立人がいない場合の市長申立の手続きを行う。 	福祉援護課 各保健福祉センター 福祉課

(9)犯罪被害者等への支援	◆犯罪被害者等が直面している問題について、相談に応じる等の必要な支援を行う総合相談窓口を設置するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように犯罪被害者等の置かれている状況や支援について、市民等の理解を深めるための広報、啓発活動を推進する。	生活安全課
(10)配偶者からの暴力等被害者への支援	◆相談員が、電話等で配偶者の暴力、家族、人間関係等、様々な悩みごとの相談に応じて、専門機関等の情報提供を行う。 ◆弁護士による法律相談を実施する。	男女共同参画課
(11)生活困窮者への支援	◆生活困窮者に対して、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業、学習支援事業などを行うことによって、自立支援体制を充実する。	福祉援護課 倉敷市生活自立相談支援センター
(12)生活保護制度による支援	◆困窮の程度に応じて必要な保護を行い最低限度の生活を保障する。	生活福祉課 各保健福祉センター 福祉課
(13)自殺予防に関する電話	◆つらい思いをされている方の電話相談を年中無休で実施する。 ◆毎月10日、フリーダイヤルの電話相談を実施する。 ◆自殺を考えている人や自死遺族等に対する相談支援体制を充実する。	いのちの電話協会 岡山県自殺予防情報センター
(14)日常生活自立支援事業	◆認知症高齢者や知的障がい、精神障がいの方々が、地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要な金銭管理を行う。	社会福祉協議会

自殺予防のための社会的取組の強化

～倉敷市生活困窮者自立支援調整会議～

P25の(11)生活困窮者への支援について、市では、「倉敷市生活自立相談支援センター」を設置し、関係機関と調整会議等を通じて、ネットワークの構築を図っています。多様で複雑な問題を抱える人への支援について他方面から検討を行い、包括的な支援が継続的に実施できるよう調整を行なっています。

この取組により、関係機関の役割の相互理解が進み、より積極的な支援につながっています。また、関係者に「気づく」・「傾聴する」・「つなぐ」・「見守る」というゲートキーパーとしての役割を意識して日常業務にあたる気運が芽生えています。

倉敷市生活自立相談支援センターによる相談支援



倉敷市生活困窮者自立支援調整会議の開催

【開催方法】・定例開催⇒月1回 ・困難ケース⇒随時開催

【内容】・支援プラン内容の協議

- ・関係機関とのプラン内容の共有
- ・プラン内容における関係機関の役割分担
- ・プラン終結時の評価、確認

【支援調整会議メンバー】

- ・倉敷市生活自立相談支援センター
- ・庁内関係課
- ・専門職（医師・保健師・精神保健福祉士等）
- ・社会福祉協議会
- ・サービス事業者（高齢者・障がい者）
- ・民生委員等（必要に応じて）
- ・本人や家族、キーパーソン（必要に応じて）



7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組の強化

項目	取組	関係機関・関係課
(1) 救急医療機関との連携	◆「自殺未遂者支援事業」により、救急医療機関に搬送された自殺未遂者が再度の自殺企図を防ぐために連携して、自殺未遂者の支援を行う。	救急医療機関 保健課 各保健推進室
(2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援	◆自殺未遂者の家族等に対する支援を行い、また関係機関との連携体制を構築しつつ支援をする。 ◆家族等の身近な人からの相談に対応する。	保健課 各保健推進室

8 自死遺族等に対する支援

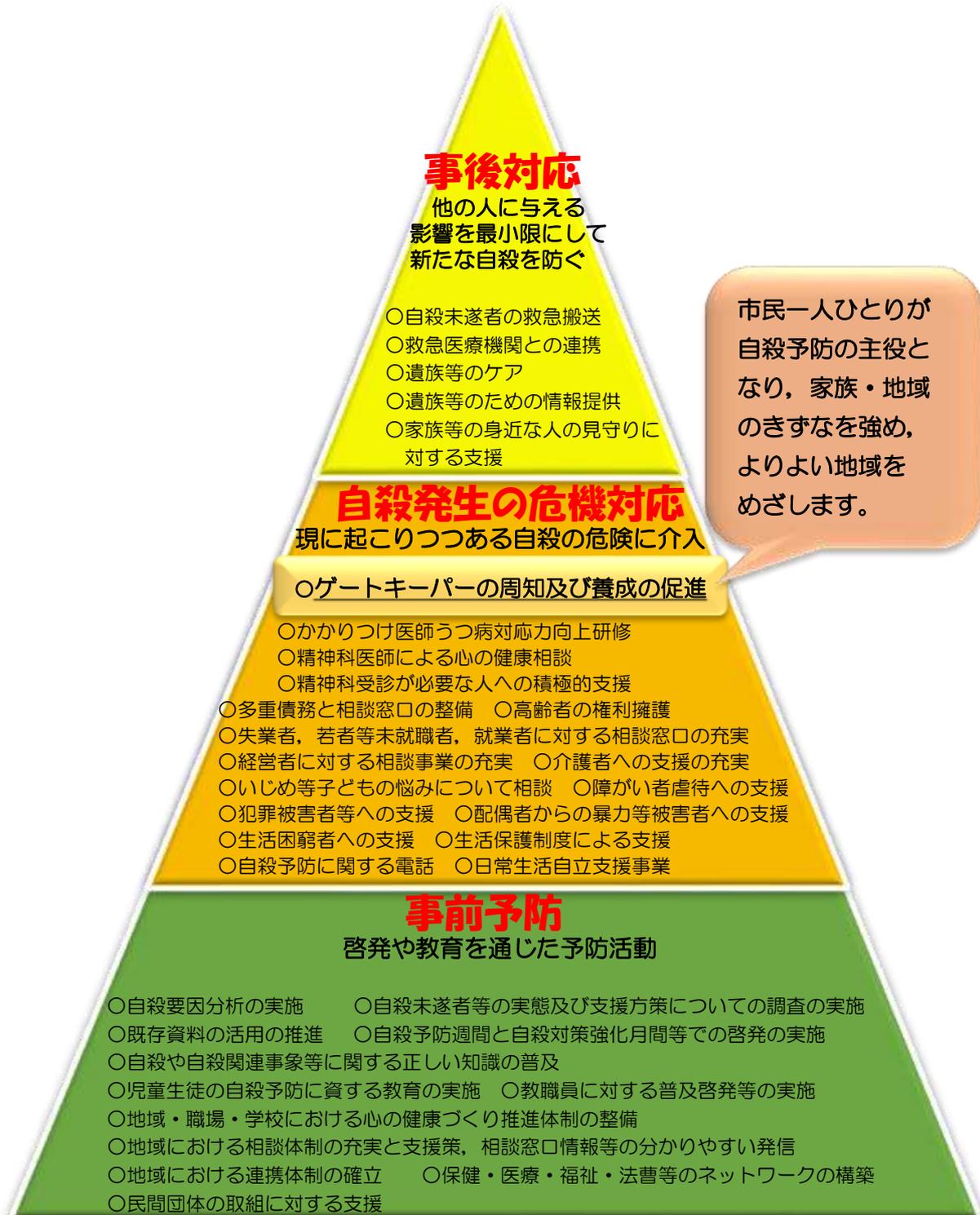
項目	取組	関係機関・関係課
(1) 遺族等のケア	◆自死遺族の会（わかちあいの会）を実施する。 ◆遺族等の身近な人からの相談に対応する。	県保健所 保健課 各保健推進室
(2) 遺族等のための情報提供	◆自死遺族の会（わかちあいの会）について市ホームページに掲載、チラシを設置するなど情報提供を行う。	保健課

9 自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

項目	取組	関係機関・関係課
(1) 地域における連携体制の確立	◆倉敷市自殺対策ネットワーク会議を設置し、連携・推進体制を強化する。 ◆民間団体との連携強化を図る。	保健課
(2) 民間団体の取組に対する支援	◆民間団体が実施する講演会や事業等について広報の協力等をする。	保健課

倉敷市自殺対策体系と重点的な取組について

倉敷市の自殺対策の取組については、事前予防・自殺発生の危機対応・事後対応と体系化し、特に自殺を未然に防ぐことができるよう、市民一人ひとりがゲートキーパーとしての役割を担うことを目指します。



— 参 考 资 料 —

自殺対策基本法（平成十八年六月二十一日法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第十九条）

第三章 自殺総合対策会議（第二十条・第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。(国民の責務)

第六条 国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。
(名誉及び生活の平穩への配慮)

第七条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(施策の大綱)

第八条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 国は、前項の施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、身体の傷害又は疾患についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者に対する支援)

第十七条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 自殺総合対策会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第八条の大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(組織等)

第二十一条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

倉敷市自殺対策基本条例

平成26年12月22日

条例第76号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策（第11条）

第3章 推進体制（第12条）

第4章 雑則（第13条）

附則

倉敷市民憲章にもうたわれているとおり、市民一人ひとりが、人をたいせつにし、夢と安らぎのあるあたたかい社会を築くこと、それが私たちの願いです。

しかし、残念なことに、我が国においては自殺による死亡者数が高い水準で推移し、自殺が重大な社会問題となっています。

自殺はその多くが、個人の意思や選択によるものではなく、様々な要因が複雑に絡み合っ

て深刻化した結果による、追い込まれた末の死であります。そのため、自殺を個人の問題としてだけでなく、社会全体の問題として捉え、地域の実情に応じた取組、相談・支援体制の整備など、生きることを支えるための社会的な取組の充実が求められています。

本市では、平成24年8月20日に「自殺」、「虐待」、「ドメスティック・バイオレンス」等の課題に総合的に取り組むため、倉敷市「生きる支援」推進本部を立ち上げ、市民の命を守る施策を推進しています。

このまちで暮らす市民一人ひとりが自殺への理解を深め、共に支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできる倉敷市をつくるために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、倉敷市（以下「市」という。）においても自殺が社会問題となっている状況に鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、自殺対策を総合的に推進することにより、市民一人ひとりがかけがえのない命を大切に、共に支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とします。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第8条に規定する基本的かつ総合的な自殺対策の大綱に定められた自殺総合対策における基本認識を踏まえ、自殺は防ぐことができる社会的な問題として取り組まなければなりません。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題のみではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければなりません。

- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的な観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければなりません。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければなりません。
- 5 自殺対策は、市民が共に支え合う地域づくりを促進するという観点から、地域の実情に即したきめ細かな施策として実施されなければなりません。
- 6 自殺対策は、市、国、岡山県、医療機関、福祉関係機関、事業主、学校、市民等の相互の密接な連携の下に実施されなければなりません。

(市の責務)

- 第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、国、岡山県及び関係機関と連携し、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を策定し、実施するものとします。
- 2 市は、市民の経済的及び精神的な問題のほか、生活上の悩みに関する相談等について、各種窓口の充実及び業務の連携により適切な対応をするものとします。
 - 3 市は、市内における自殺の実態に応じて、自殺問題に関する状況及び情報について分析し、緊急的な対策を要するものについては、速やかに対応するものとします。
 - 4 市は、自殺対策の担い手である市職員等が心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう、適切な措置を講ずるものとします。

(事業主の責務)

- 第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携し、その雇用する労働者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとします。
- 2 福祉、医療、教育等の対人サービスを提供する事業主は、特に自殺対策に取り組む意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携しながら、当該サービスの利用者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

(学校等の責務)

- 第5条 学校等は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携し、児童、生徒又は学生の心身の健康を保持するとともに、教職員等が心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう、適切な措置を講ずるよう努めるものとします。
- 2 学校等は、命の尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるものとします。
 - 3 学校等は、児童、生徒又は学生からの心の迷い等のサインを見逃すことなく、適切に対処するものとします。

4 学校等は、いじめと自殺との因果関係を過小に評価することなく、いじめの防止及び早期発見に努めるとともに、いじめの対策に万全を期するものとします。

(市民の責務)

第6条 市民は、自殺対策に深い関心と正しい理解を持ち、一人ひとりが自殺対策の担い手となるよう努めるものとします。

(議会及び議員の責務)

第7条 議会は、自殺対策に関する市の施策が効果的に推進されるよう監視及び評価をするとともに、積極的に提言を行うものとします。

2 議員は、自殺に対する正しい理解を深めるため、市等が開催する研修会等に積極的に参加するものとします。

3 議員は、自らが自殺対策の担い手としての自覚を持ち、自殺対策に積極的に取り組むものとします。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第8条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者並びにそれらの親族を含む周辺の人々の名誉及び心情並びに生活の平穏に十分配慮しなければなりません。

(財政上の措置)

第9条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を含めた各種の措置を講じなければなりません。

(報告及び公表)

第10条 市は、毎年度、市における自殺の概要及び施策の実施状況を議会に報告するとともに、市民に公表しなければなりません。

第2章 基本的施策

(自殺対策基本計画の策定)

第11条 市は、この条例の目的を達成するため、自殺対策基本計画を策定し、次に掲げる自殺対策に関する施策を推進するものとします。

- (1) 自殺に関する調査及び研究
- (2) 自殺に関する市民一人ひとりの気付きと見守りの促進
- (3) 自殺対策に関する早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成
- (4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実
- (5) 適切な精神科医療が受けられる体制の整備
- (6) 自殺防止のための社会的取組の強化
- (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組の強化
- (8) 自死遺族等に対する支援
- (9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

第3章 推進体制

(倉敷市自殺対策ネットワーク会議の設置)

第12条 市は、自殺対策が関係機関による密接な連携の下に実施されるようにするため、倉敷市自殺対策ネットワーク会議を設置し、計画の着実な推進に努めるものとします。

第4章 雑則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

倉敷市自殺対策基本計画審議会条例

平成27年3月18日

条例第8号

(目的及び設置)

第1条 倉敷市自殺対策基本条例(平成26年倉敷市条例第76号)第11条の規定に基づく自殺対策基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、倉敷市自殺対策基本計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係機関又は関係団体から推薦された者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

4 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

倉敷市自殺対策基本計画審議会委員名簿

◎は会長 ○は副会長

氏 名	所 属・職 名
◎青木 省三 <small>あおき しやうぞう</small>	川崎医科大学精神科学教室・教授
浅野 静子 <small>あきの しずこ</small>	倉敷市民生委員児童委員協議会・監事
荒木 竜二 <small>あらか りゆうじ</small>	倉敷市議会・保健福祉委員会副委員長
遠藤 弘子 <small>えんどう ひろこ</small>	倉敷市中学校長会・多津美中学校長
沖 三恵子 <small>おき みえこ</small>	倉敷中央公共職業安定所・統括職業指導官
岸本 仁子 <small>きしもと ひとこ</small>	くらしき心ほっとサポーター・倉敷地区会長
草薙 祐子 <small>くさかり ゆうこ</small>	岡山いのちの電話協会・事務局長
佐藤 千津子 <small>さとう ちづこ</small>	倉敷市愛育委員会連合会・会長
中桐 達雄 <small>なかぎり たつお</small>	岡山県司法書士会・会長
野口 正行 <small>のぐち まさゆき</small>	岡山県精神保健福祉センター・所長
濱田 弘 <small>はまだ ひろし</small>	岡山弁護士会・弁護士
福岡 敏雄 <small>ふくおか としお</small>	倉敷中央病院救命救急センター・センター長
藤田 健三 <small>ふじた けんぞう</small>	楯築診療所・院長
松本 眞由美 <small>まつもと まゆみ</small>	岡山県産業看護部会・会長
○三宅 啓文 <small>みやけ ひろふみ</small>	倉敷市連合医師会・副会長

〔50音順，敬称略〕

倉敷市自殺対策ネットワーク会議設置要領

(目的及び設置)

第1条 倉敷市自殺対策基本条例(平成26年倉敷市条例第76号)第12条の規定に基づき、庁内及び関係機関との連携強化を図り、自殺対策基本計画を推進するために、倉敷市自殺対策ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議には、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策基本計画の推進に関すること。
- (2) 自殺問題における庁内及び関係機関の連携強化に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、会長、副会長及び別表に掲げるものを構成員として組織する。

2 会長は、倉敷市保健所所長をもって充て、会務を総務する。

3 副会長は、保健課課長をもって充て、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 ネットワーク会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第5条 ネットワーク会議に関する事務は、倉敷市保健所 保健課 精神保健係において行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

別表

ネットワーク会議参加機関

	参加機関
倉敷市役所内	企画経営室，市民活動推進課，人事課，市民課，生活安全課，消費生活センター，男女共同参画課，納税課，保健福祉推進課，福祉援護課，生活福祉課，障がい福祉課，子育て支援課，子ども相談センター，健康長寿課（地域包括ケア推進室），介護保険課，国民健康保険課，保健課，健康づくり課，商工課，労働政策課，住宅課，警防課，指導課，生涯学習課，青少年育成センター
倉敷市役所外	警察署（倉敷・児島・玉島・水島），倉敷市連合医師会（兼産業医会），病院協会，救急医療機関，精神科医療機関，岡山県司法書士会，岡山弁護士会，倉敷中央公共職業安定所，民生委員・児童委員協議会，愛育委員会連合会，商工会議所，岡山県産業看護部会，岡山県備中保健所，倉敷市議会，倉敷市社会福祉協議会，高齢者支援センター

「生きる」を支えるくらしきプラン

平成28年2月

編集 倉敷市保健福祉局 倉敷市保健所 保健課

〒710-0834 岡山県倉敷市笹沖 170 番地

電話 (086) 434-9823

FAX (086) 434-9805
